

兵高教組

# 調査情報

2014年5月15日 4号

兵庫県高等学校教職員組合調査部

TEL : 078-341-6745

FAX : 078-351-3185

URL : <http://www.hyogo-kokyoso.com>

mail : [honbu@hyogo-kokyoso.com](mailto:honbu@hyogo-kokyoso.com)

## 県教委が各校に「校内人事」の決定にかかる調査を実施

# 「決定方法の変更を求めたものではない」と回答

県教委は、「各学校における『校内人事』の決定にかかる調査の実施について」（5月2日付）を出し、5月12日までに各校の主任、部長などの決定方法について回答するよう求めました（下記「資料」参照）。調査の目的については「新聞報道を踏まえての調査が目的であって、決定方法の変更を求めたものではない」と説明しています。

## 校内人事決定で、何が問題になっているのか

この問題は、4月16日の衆議院文部科学委員会での下村文部科学大臣の答弁に端を発しています。

「教員の話し合い等により校務分掌が定められているとすれば、学校教育法に違反した極めて不適切な事案であると考え」という答弁を受けて、大阪府教委が調査することを決定しました。兵庫県では、神戸市立高校で「選挙」が行われていることが新聞などで報道されました。

### 教職員の意向を踏まえた

#### 校務分掌の決定は当然

校長が、校務分掌決定時に様々な形で教職員の意見を聞くのは当然必要なことです。また、意見を踏まえて校務分掌を決定することは、法令に何ら違反するものではありません。

校務分掌は、生徒たちにとっては重要な教育条件の一つです。私たちにとっては、労働条件と深く関わる問題です。校務分掌が有効に機能することは、教職員の意欲を高め、生徒たちに質の高い教育を保障することにつながります。

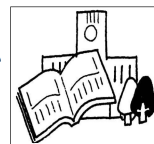
### 校務分掌のあり方について

#### 議論を深めましょう

兵庫県では、校務分掌決定にあたって教職員の意見を聞く機会が奪われ、校長の独断で決定される学

校が増えてきました。「子どもたち、生徒たちにとってどのような校務分掌が望ましいか」という議論が消えていっています。「校長権限」は、校長が勝手に行使できるものではなく、あくまで子どもたちの教育権保障に役立つことが大前提です。よって、校務分掌は教職員はもとより、将来的には欧米諸国のように生徒や保護者の意見もふまえて決定されるべきものです。

校務分掌（校内人事）のあり方についての議論を深めていきましょう。



### ■資料

#### 県教委による「各学校に対する『校内人事』の決定にかかる調査」

問1 「校内人事」の決定に際して、「選挙」「投票」を行っていますか。

- 1 行っている 2 行っていない

問2 その結果は、どのように反映されていますか。

- 1 結果どおりに決定している  
2 結果は参考とするが、校長が決定している  
3 全く参考としていない（理由 \_\_\_\_\_）

問3 「校内人事」の決定に関する組織がありますか。

- 1 ある 2 ない

問4 組織はどのような役割を果たしていますか。

- 1 「校内人事」の原案を作成している  
2 その他（ \_\_\_\_\_ ）